

# 法定相続情報について

大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割係

法定相続情報は、被相続人(亡くなった人)の死亡時点の相続人を一覧図にし、戸籍に基づき、法務局の登記官が確認し、証明したものです。

家庭裁判所の遺産分割調停の申立ての際に必要な被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本の代わりに、法定相続情報を提出していただくことができます。

しかし、法定相続情報が証明する範囲の関係で、法定相続情報に加えて戸籍謄本などを提出していただく必要があります。

## 相続人について必要な書類

1. 現在戸籍(取得から3か月以内)※
2. 住民票または戸籍附票(取得から3か月以内)※

※一覧図の作成日から申立日までの期間が3か月以内であり、一覧図に相続人らの住所の記載がある場合には、住民票等の提出は不要です。また、被相続人の死亡から3か月以内の申立てで、相続人らの住所の記載がある場合には、現在戸籍及び住民票等の提出は不要です。

## 被相続人の死亡以降に死亡した相続人がいる場合、追加で必要となる書類

死亡した相続人の出生あるいは10歳程度から死亡までの連続した戸籍謄本

## 被相続人について必要な書類

- ・法定相続情報に被相続人の最後の住所の記載がない場合  
⇒最後の住所についての上申書
- ・法定相続情報に被相続人の最後の本籍の記載がない場合  
⇒被相続人の死亡の記載がある戸籍謄本